○国土交通省令第八十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十九条、第百条第三項、第百九条第四項及び第百三十七条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百六十二条の二　第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者は、国土交通大臣が同表中欄に掲げる経験と同等以上の経験を有すると認めた場合には、同表下欄に掲げる行為を行うことができる。	**第百六十二条の二**　第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項及び第百六十二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者は、国土交通大臣が同表中欄に掲げる経験と同等以上の経験を有すると認めた場合には、同表下欄に掲げる行為を行うことができる。

操縦者	第百六十一条第一項の飛行経験	計器飛行を行うこと。
	前条の飛行経験	法第三十四条第二項の操縦教育を行うこと。
航空機関士	第百五十九条第一項の飛行経験	航空機の運航に従事すること。
第百六十条第一項各号に掲げる航空機乗組員	第百六十条第一項各号に掲げる飛行経験	航空機の運航に従事すること。
（削る）		

2　第百五十八条第一項及び第二項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項並びに前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者は、天災その他やむを得ない事由により同表中欄に掲げる経験を有することが困難であると認められる場合には、国土交通大臣が定める航空機の航行の安全のための措置が講じられている場合に限り、同表下欄に掲げる行為を行うことができる。

操縦者	第百五十八条第一項及び第二項の飛行経験	航空機の運航に従事すること。
	第百六十一条第一項の飛行経験	計器飛行を行うこと。
	前条の飛行経験	法第三十四条第二項の操縦教育を行うこと。
航空機関士	第百五十九条第一項の飛行経験	航空機の運航に従事すること。

（新設）

操縦者	第百六十一条第一項の飛行経験	計器飛行
	第百六十二条の飛行経験	法第三十四条第二項の操縦の教育
航空機関士	第百五十九条第一項の飛行経験	航空機の運航に従事すること。
第百六十条第一項各号に掲げる航空機乗組員	第百六十条第一項各号に掲げる飛行経験	航空機の運航に従事すること。

（新設）